

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正後	改正前
<p>(有価証券に関する注記) 第九条 (略)</p> <p>2 当四半期会計期間において、財務諸表等規則第八条の七第三項各号に定める事項に関して、前事業年度の末日に比して重要な変更又は著しい変動が認められる場合には、その内容を注記しなければならない。</p>	<p>(有価証券に関する注記) 第九条 (略) (新設)</p>